

番 号 : 151231

国 名 : チュニジア

担当部署 : チュニジア事務所

案件名 : クラスタ開発支援のための情報収集・確認調査 (産業クラスター分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 産業クラスター分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年3月下旬から2016年5月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.53M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 16日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月9日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 24点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 35点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 7点
 - ③語学力 14点
 - ④その他学位、資格等 14点
- (計100点)

類似業務	クラスタ開発に係る各種業務
対象国/類似地域	チュニジア/全世界(本邦含む)
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

チュニジアでは、地域間格差の是正が最重要課題の一つとされている。地域間格差は若年層の雇用問題とともに2011年1月の革命の原因とされており、この課題の解決が今後のチュニジアの政治的・経済的安定に欠かせない。特にチュニジアの南部地域においては沿岸部を除いて砂漠地帯が広がっており、水資源の不足やインフラが未発達であることから産業競争力が低い一方、南部地域の主要産業の競争力を高めるための政府の取り組みもほとんど進捗していない。

かかる状況において、JICAは2013年2月から2015年11月にかけて「南部地域開発計画策定プロジェクト」を実施した。同プロジェクトにおいて、チュニジア南部地域の課題とポテンシャルを分析した結果、主要産業である一次および二次産業の競争力向上のために、クラスター開発による主要製品の付加価値向上が必要だとして、JICAは同国5カ年計画を見据え、同国開発・投資・国際協力省、南部開発公社に提案を行った。

他方、チュニジアではEU,UNDP,AFD等の援助機関がクラスター開発に対する支援を実施している。その一例として、EUの支援で実施したPASRI(Le Projet d'appui au System de Recherche et de l'Innovation)のプロジェクトでは、国家クラスター委員会を立ち上げ、全国で4カ所の重点クラスターが承認された。南部地域においては南西部のデーツの栽培加工や流通・販売に関する重点クラスターとガベスの地熱を利用したビジネス開発に関するクラスターが市場規模や裨益者数などポテンシャルが高いことを理由に重点クラスターとして承認された。これらの重点クラスターが位置する地域に拠点を置くテクノパークがファシリテーターとして今後の活動方針を検討しているが、クラスター開発を実践した経験がない。

地域間格差の是正はチュニジアにおけるJICAの重点分野の一つであり、上述の「南部地域開発計画策定プロジェクト」にて提言されたクラスター開発による主要製品の付加価値向上に資するプロジェクトの形成にあたり、日本の強みを活かした支援や、他ドナーとの差別化を図るためには専門的な視点からの分析が必要と判断し、本調査を実施することとなった。

7. 業務の内容

以下の項目に関し情報収集・確認する。

- (1) 国内準備期間（2016年3月下旬）
 - ① 日本のクラスター開発事例及びJICAのクラスター開発支援事例について情報収集・分析する。
 - ② 日本のクラスター開発事例（必要に応じて他国のクラスター開発事例を含む）部分にかかるプレゼンテーション資料（英文）を作成する。本プレゼンテーション資料は、調査の冒頭で開催するJICAチュニジア事務所主催のセミナーにて、チュニジア側関係者に対して発表する。JICAのクラスター開発支援事例部分については、本調査に同行する国際協力専門員がプレゼンテーション資料を準備し発表する予定である。資料作成の際には同専門員と摺合せを行い、重複や矛盾等を避けるよう留意すること。なお、本セミナーにおいては、チュニジア側から同国のクラスター開発の現状についてプレゼンテーションを行うことも想定している。また、本セミナーを調査冒頭に実施することによって、その後の個別の議論が、双方にとってより建設的なものになることを目的としている。
 - ③ 現地派遣期間全体にかかるワークプラン（案）（和文、調査項目や調査日程を含む）についてJICAチュニジア事務所と本調査同行予定の国際協力専門員と協議し策定する。なお、ヒアリング先が確定しており、チュニジア関係者側に事前の準備が必要な質問事項については、JICAチュニジア事務所を通して事前に質問票を送付すること。
- (2) 現地派遣期間（2016年4月上旬～中旬）
 - ① (1)②に記載のとおり、日本の産業クラスター開発事例についてプレゼンテーションを実施する。同セミナーにおいて、チュニジアのクラスター開発の現状にかかる情報を収集する。
 - ② 上記セミナーを踏まえ、チュニジア関係者からのヒアリング及びクラスター活動拠点への踏査を行い、チュニジアにおけるクラスター開発の枠組みや現状、課題、ニーズ

等についてのより詳細な情報収集を行う。なお、訪問が想定される場所は産業省、農業省およびその傘下の関連機関、民間企業（食品加工業、化粧品基材産業など）、南部地域のクラスター現場等であり、ワークプランの策定時に協議することになるが、現地派遣期間においてチュニジア事務所、国際協力専門員と議論をした上で、必要に応じて適宜訪問先を更新すること。

- ③ 他ドナー（EU、GIZ や AFD 等）を訪問し、他ドナーのクラスター支援に関する情報を収集、分析する。
- ④ 関係者からのヒアリングの結果を分析し、今後チュニジアのクラスター開発分野における JICA の協力可能性を検討する。具体的には、プロジェクト目標、成果、活動、プロジェクト実施機関等について検討し、可能な限りプロジェクト案を複数提案する。なお、提案の際は個別のクラスター支援のみならず、クラスター開発に関する概念の普及も含めた協力可能性について検討することに留意する。加えて、他のドナーによる支援との差別化を図るため、日本の支援の強み（地域開発のためのクラスタリングを現場レベルで支援し、制度設計にフィードバックするボトムアップ的アプローチの経験）を活かしたプロジェクト案を検討することにも留意する。
- ⑤ 上記検討結果について JICA チュニジア事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2016年4月下旬～5月中旬）

情報収集・確認調査報告書の素案を作成し、JICA チュニジア事務所に提出・協議を行う。JICA チュニジア事務所の指摘等を踏まえた上で、情報収集・確認調査報告書（案）を作成し、3部提出する。

8. 成果品等

本契約における成果品は情報収集・確認調査報告書（案）とする。

- 情報収集・確認調査報告書（案）（和文3部）

記載事項（案）は以下のとおりとする。なお、報告書作成にあたっては、同行する国際協力専門員と記載事項について協議を行ってとりまとめること。

- ① 本調査の概要（目的、調査日程、訪問先など）
- ② チュニジアにおけるクラスター開発にかかる概要
- ③ チュニジアにおけるクラスター開発にかかるプレイヤー
- ④ 他国での事例および他ドナーのクラスター支援事業との比較
- ⑤ JICA に期待される協力（プロジェクト案の提案）
- ⑥ 業務実施上で発表したデータ、資料
- ⑦ 業務実施上で収集した資料、主要な会議の議事録
- ⑧ その他

本情報収集・確認調査報告書（案）の体裁は簡易製本とし、電子データを併せてチュニジア事務所担当者に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃

及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程

① 国内業務日程

本業務従事者の国内作業期間は3月下旬および4月下旬～5月中旬を予定。

② 現地業務日程

本業務従事者の現地派遣期間は2016年4月2日～17日を予定。

③ 他の出張者等

日本からはJICA国際協力専門員が全期間同行する予定。同専門員は、本調査の総括的な役割を担い、JICAが実施するプロジェクト形成の観点から、JICAチュニジア事務所と共に調査全体を俯瞰する。また、現地では必要に応じJICAチュニジア事務所員が面談等に同席する予定。

④ 便宜供与内容

JICAチュニジア事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

a. 宿舎手配

あり

b. 車両借り上げ

必要な移動に係る車両の提供

c. 通訳備上

あり(英語⇄仏語)

d. 現地調査日程調整

JICAチュニジア事務所が必要に応じてアレンジする

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料については当機構図書館のウェブサイトで公開されているため適宜ダウンロードすること。

a) チュニジア国「南部地域開発計画策定プロジェクト」(JICA)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023985.html> (和文要約)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12246716.pdf> (英文要約)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023987.html> (英文本文第一部)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12246732.pdf> (英文本文第二部)

b) フィリピン国「イロイロ州地域活性化LGUクラスター開発プロジェクト」(JICA)

http://staffopac.jica.go.jp/images/report/11856705_01.pdf (事前調査報告書)

http://staffopac.jica.go.jp/images/report/11856705_02.pdf (同上)

http://staffopac.jica.go.jp/images/report/11856705_03.pdf (同上)

http://staffopac.jica.go.jp/images/report/11856705_04.pdf (同上)

http://staffopac.jica.go.jp/images/report/11856705_05.pdf (同上)

http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12031332_01.pdf (終了時評価報告書)

http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12031332_02.pdf (同上)

② 本業務に関する以下の資料についてはチュニジア事務所より大容量データ送信サービス等を通じて提供する。

「Program of the European Union to Support the Research and Innovation System in Tunisia (PASRI)」(EU)

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② チュニジア国内での活動においてはJICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安

- 全管理室、JICAチュニジア事務所の指示に従い十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上